

## 学位論文に係る評価に当たっての基準

### ■総合理工学研究科（2024 年度履修要綱より抜粋）

【博士前期課程 総合理工学研究科】学位論文の審査基準は以下のとおりである。

[修士論文の審査]学位論文の審査基準は以下のとおりである。

- （1）研究目的が理工学に関わるものであり、テーマが明確で、課題も適切であること。
- （2）課題内容を充分理解・分析した上で、課題解決のための情報収集を行っていること。
- （3）収集した情報を基に、課題解決のための理工学的に合理的な提案を行っていること。
- （4）課題解決のための提案項目に対して、自らが具体的に展開・実行していること。
- （5）課題解決のための実行結果を分析し、何らかの知見としてまとめていること。
- （6）論文としての体裁が整っており、文章表現が適切であること。
- （7）発表会における説明が明瞭であり、質疑にも適切に応答していること。

[特定の課題についての研究成果等の審査]研究者養成の他に、高度専門職業人養成の観点から、特定の課題についての研究成果等による審査を希望し研究指導教員の許可を得た学生は修士論文に替えて特定課題研究報告書を提出する。建築都市デザイン専攻においては作品（図面、建物模型など）がある場合は報告書と共に提出して審査を受けることができる。審査基準は以下のとおりである。

- （1）研究目的が理工学に関わるものであり、テーマが明確で、課題も適切であること。
- （2）課題内容を充分理解・分析した上で、課題解決のための情報収集を行っていること。
- （3）収集した情報を基に、課題解決のための理工学的に合理的な提案を行っていること。
- （4）課題解決のための提案に至る調査結果を系統的に整理していること。
- （5）課題解決のための調査結果を自ら分析し、何らかの知見としてまとめていること。
- （6）報告書としての体裁が整っており、文章表現が適切であること。
- （7）発表会における説明が明瞭であり、質疑にも適切に応答していること。

【博士後期課程 総合理工学研究科】学位論文の審査基準は以下のとおりである。

- （1）理工学に関する新たな研究によって得られた知見をまとめあげていること。
- （2）深化した学問として専門知識を体系化できる能力を身に付けていること。
- （3）先端的な知識と技術を駆使して社会ニーズを意識した研究を行っていること。
- （4）着実に課題を解決し、新しい領域を開拓できる研究能力を身に付けていること。

### ■環境情報学研究科（2024 年度履修要綱より抜粋）

【総則：環境情報学研究科共通】

本研究科では、プロセス重視の高密度の教育ならびに研究を展開し、「大学院学則」ならびに「学位規程」に定めるところにより学位を授与している。

以下に、博士前期課程ならびに博士後期課程における学位授与資格認定における審査基準を示す。

#### ■博士前期課程

＜環境情報学専攻・都市生活学専攻＞

学位は、規定年限以上在籍し、所定の単位を修得し、本研究科の指定するプログラムへの参加を前提として、学位論文の提出を求める。学生ごとに審査委員会が編成され、指導教員が主査を務め、論文のテーマに応じて任じられた二人の教員が副査を務める。審査委員会は学位論文を中心に、これに関連のある科目および外国語 1 種類について最終試験を行う。学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が行う。

【環境情報学専攻】学位論文の審査基準は以下のとおりである。

- （1）研究目的が環境あるいは情報にかかわるもので、研究テーマが明確で、課題の設定が適切になされていること。
- （2）当該テーマに関する基礎的・標準的な先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集・参照が適切に行われていること。
- （3）各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈などが、標準的な手法等を理解した上で行われていること。
- （4）全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、設定した課題に自ら取り組んで得られた結論が提示されている

こと。

(5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。

(6) 文章が修士論文にふさわしい表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体制が整っていること。

(7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を続ける資質と研究を発展させる可能性が認められること。

(8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、学内の諸規定を満たした上で、適切な倫理的配慮がなされていること。

**【都市生活学専攻】** 学位論文の審査基準は以下のとおりである。

(1) 研究目的が都市生活にかかわるもので、研究テーマが明確で、課題の設定が適切になされていること。

(2) 当該テーマに関する基礎的・標準的な先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集・参照が適切に行われていること。

(3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈などが、標準的な手法等を理解した上で行われていること。

(4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、設定した課題に自ら取り組んで得られた結論が提示されていること。

(5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。

(6) 文章が修士論文にふさわしい表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体裁が整っていること。

(7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を続ける資質と研究を発展させる可能性が認められること。

(8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、学内の諸規定を満たした上で、適切な倫理的配慮がなされていること。

(9) 建築設計図書を伴う修士論文にあつては、提示する建築設計が論文の研究主題に対する有効な解決策となることの解説が論理的に示され、かつ、当該建築設計が独創性を有すること。

<東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科専攻>

学位は、規定年限以上在籍し、所定の単位を修得し、本研究科の指定するプログラムへの参加を前提として、学位論文の提出を求める。

本学及びエディスコワン大学の両大学の教員3名以上によって構成する審査委員会が厳格な審査を行って学位授与に関する判定案を作成し、両大学の研究科委員会相当の会議体における審査を経る。

学位論文等の評価は、テーマ設定・着想の現代性・適切性、資料・文献の十分な収集と参照、テーマに基づく論理的・学際的な知識に基づく論理・構成、的確な分析をもとにした未来志向の解決策につながる考察、明確かつ正確な発表と議論の状況にくわえて、学会発表・国際会議発表などの実績、研究態度・研究に打ち込む姿勢などを勘案して行う。

#### ■博士後期課程

学位は、規定年限以上在籍し、所定の単位を修得し、本研究科の指定するプログラムへの参加、各領域における最終試験の実施評価等を総合して学位論文審査会に諮り、下記の審査基準を満たすことを確認して学位授与の可否が決定されることとなっている。

**【環境情報学専攻】** 学位論文の審査基準は以下のとおりである。

(1) 研究目的が環境あるいは情報にかかわるもので、研究目的が明確で、課題の設定が適切になされていること。

(2) 当該テーマに関する先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。

(3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈方法など、研究の目的を達成するためにとられた方法が一定の説得力を有していること。

(4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した結論に一定の独創性が認められること。

(5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。

(6) 文章が博士論文にふさわしい確かな表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体裁が整っていること。

(7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見を提示できていること。また、その点に基づいて申請者が自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力及び学識を有することが認められること。

(8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の諸規定や研究テーマに関連する学会や団体等の倫理基準を遵守していること。

**【都市生活学専攻】** 学位論文の審査基準は以下のとおりである。

(1) 研究目的が都市生活にかかわるもので、研究目的が明確で、課題の設定が適切になされていること。

(2) 当該テーマに関する先行研究について、十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。

(3) 各種データ、資料や例文、参考文献それらの処理、分析、解釈方法など、研究の目的を達成するためにとられた方法が一定の説得力を有していること。

(4) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した結論に一定の独創性が認められること。

(5) 論理展開に飛躍がなく、着実に結論に結びつくよう展開されていること。

(6) 文章が博士論文にふさわしい確かな表現によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体裁が整っていること。

(7) 上記各基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見を提示できていること。また、その点に基づいて申請者が自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力及び学識を有することが認められること。

(8) 研究計画の立案及び遂行、研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の諸規定や研究テーマに関連する学会や団体等の倫理基準を遵守していること。